

## 奨学金制度について

小浜市では、学業成績・人物・健康いずれもきわめて優れているが、経済的理由により修学が困難なため、奨学生として採用されなければ本人の進学に支障を生ずると認められる者に対し、奨学金を支給しています。

受給資格（次のすべてを満たす人）	
※	小浜市に居住する者の子弟であること
※	4月に高等学校・専門学校・大学に進学を希望していること
※	学業成績が優秀であること
※	奨学資金が無ければ学資に不足を生じ、修学が困難と認められること
※	学習意欲が強く、かつ根気があり、将来社会の中堅となり得る人物としてふさわしい資質を備えていること
※	身体強健で、修学に堪え得る見込みが確実なこと
提出書類	
※	小浜市奨学資金貸付申請書
※	小浜市奨学生推薦調書
※	世帯の所得が確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書の写し）
貸付年額	
※	高校・高等専門学校奨学生 120,000円
※	専修学校奨学生 240,000円
※	短大・大学奨学生 360,000円

- ※ 毎年4月から正規の最短修業期間について支給します。
- ※ 前年10月頃に市内中学校・高等学校等に要綱、申請書類を送付します。市政広報にも掲載します。
- ※ 奨学生は、市長が委嘱・任命する選考委員の会議で選考します。